別紙(第13条関係)

1　電線共同溝の改築、維持、修繕、災害復旧及びその他の管理に要する費用は、当該工事等に直接必要な本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費並びに事務費の合計額に当該電線共同溝の建設に要した額の負担割合を乗じて得た額を道路管理者及び占用者がそれぞれ負担するものとする。ただし、道路管理者は、この規程によることができない場合又は著しく公平を欠くと認められる場合には、占用者の意見を聴取し、別に負担金の額を定めることができる。

2　占用者の負担額に円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

3　占用者の負担額は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費及び事務費の合計額とし、そのうち船舶及び機械器具費、営繕宿舎費及び事務費の算出は次のとおりとする。

ア　船舶及び機械器具費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。ただし、合計金額が5,000,000円未満の場合を除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準額 | 船舶及び機械器具費の率 |
| 20,000,000円以下の金額 | 0.8％ |
| 20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額 | 0.6％ |
| 50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額 | 0.4％ |
| 80,000,000円を超える金額 | 0.2％ |

イ　営繕宿舎費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。ただし、合計金額が5,000,000円未満又は工期が100日未満の場合を除く。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準額 | 営繕宿舎費の率 |
| 20,000,000円以下の金額 | 1.0％ |
| 20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額 | 0.8％ |
| 50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額 | 0.6％ |
| 80,000,000円を超える金額 | 0.4％ |

ウ　事務費は、本工事費、附帯工事費、測量及び試験費、補償費、船舶及び機械器具費、営繕宿舎費の合計額を次表に掲げる基準ごとに区分し、それぞれに各率を乗じて算出加算した額とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 基準額 | 事務費の率 |
| 20,000,000円以下の金額 | 10％ |
| 20,000,000円を超え50,000,000円以下の金額 | 8％ |
| 50,000,000円を超え80,000,000円以下の金額 | 6％ |
| 80,000,000円を超える金額 | 4％ |